

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年6月 26 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2300665号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2400024号

第1 結論

1 請求期間のうち、請求者のA社における平成11年1月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成11年1月から同年9月までの標準報酬月額については32万円から36万円とする。

平成11年1月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成11年1月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成11年1月1日から同年10月1日まで
② 平成13年8月1日から同年10月1日まで
③ 平成15年8月1日から同年9月1日まで
④ 平成20年8月1日から同年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から④までの標準報酬月額が私の保有する給与明細書に記載されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低くなっている。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給与明細書及び預金通帳（以下「給与明細書等」という。）並びに日本年金機構の回答により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額と併せて「本来の報

酬月額」という。)に基づく標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額(32万円)を上回っていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否か不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②、③及び④について、請求者から提出された給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、当該認定額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える場合に記録を訂正することとなる。

そのため、請求期間②、③及び④については、本来の報酬月額に基づく標準報酬月額が給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低いところ、本来の報酬月額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、当該期間の標準報酬月額の訂正是認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第2300908号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国) 第2400012号

第1 結論

平成7年4月から平成8年7月までの請求期間については、国民年金保険料を免除された間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和48年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年4月から平成8年7月まで

私は、兵庫県南部地震による家屋全壊の被災で、同居していた友人と一緒に様々な公的援助を受けるための手続を行ってきた。当時は受けられる支援や免除等は何でも受けたいという状況であり、国民年金保険料の免除申請手続も友人と一緒に行つたはずであるが、私の年金記録では、請求期間が未納となっている。調査の上、請求期間を申請免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出のあったA市の住民票及び被災者証明書により、請求者は、兵庫県南部地震が発生した平成7年1月17日当時、当該地震により災害救助法の適用を受けた同市に居住し、家屋全壊の被災状況であったことが確認できるところ、請求者は、請求期間について、当該地震による被災で、同居していた友人と一緒に様々な公的援助を受けるための手続を行っており、国民年金保険料の免除申請も友人と一緒に行つたはずなので、当該期間は国民年金保険料の免除期間である旨主張している。

しかしながら、請求期間のうち平成7年4月から平成8年3月までの期間については、「兵庫県南部地震による被災者に係る国民年金保険料免除事務の特例的な取扱いについて(通知)」(平成7年1月20日府文発第182号都道府県民生主管部(局)国民年金主管課(部)長あて社会保険庁運営部企画・年金管理課長、年金指導課長通知)によると、当該地震により災害救助法の適用を受けた地域の被災者である第一号被保険者について、免除申請をすることにより、所得審査を省略した上で、国民年金保険料の免除を受けられ、免除申請がなされた場合には、その承認について請求者に通知する取扱いとされていたが、請求者は、役所に国民年金の免除申請の手続を行つたか否か、また、結果の通知についても覚えていない旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る国民年金保険料の免除の申請状況が不明である。

また、請求期間のうち平成8年4月から同年7月までの期間についても、当該期間に係る国

民年金保険料の免除の適用を受けるためには、市町村に対して免除申請を行い、免除申請がなされた場合には、その承認又は却下について請求者に通知する取扱いとされていたが、請求者は、役所に国民年金の免除申請の手続を行ったか否か、また、結果の通知についても覚えていない旨陳述していることから、当該期間に係る国民年金保険料の免除の申請状況についても不明である。

さらに、請求者は、請求者から提出された住民票により、平成6年5月から平成7年6月まではA市に、同年6月から平成8年3月まではB市に、同年3月から平成9年2月まではC市D区に居住していたことが確認できることから、当該三市に対し、請求者が請求期間に係る国民年金の免除申請を行ったことが確認できる資料について照会を行ったが、資料はない旨の回答であった。

加えて、現在は日本年金機構において保管しているA市の国民年金マスタークリスト及び収納記録リスト並びにC市の収滞納リストにおいて、請求者が請求期間に係る免除申請を行った形跡は確認できない。

また、一緒に免除申請を行ったはずであるとする友人も、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請時期、申請場所及び承認通知書の受領に関し、明確な記憶はない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の当該期間に係る国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。